

特定教育・保育施設等の利用定員に係る概要

1 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

- 子ども・子育て支援新制度においては、施設設置者等からの申請（新規・変更）に基づき、市町村が対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とすることとされている。（法第 27 条第 1 項及び第 29 条第 1 項）
- 具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分(1号～3号)ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、給付費(委託費)を支払うことになる。

2 利用定員の設定に関する意見聴取

- 子ども・子育て支援法（第 31 条第 2 項、第 43 条第 3 項）では、市町村が施設・事業所の確認をする際に、子ども・子育て会議において、教育・保育施設及び地域型保育事業所の「利用定員の設定」に関して意見を聴くこととされている。

3 利用定員の設定に関する基本的な考え方

- 利用定員の設定は、教育・保育施設及び地域型保育事業所を給付費の対象として確認をする際に、地域の需要等を踏まえて、認可定員の範囲内で設定する。
- 特定教育・保育施設等の受入れや給付単価は、認可定員ではなく、利用定員に基づいて運用される。
- 実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る状況にある施設等については、当該認可定員にかかわらず、実際の利用者数及び今後の見込み等を勘案して、当該施設の利用定員を定める。（認可定員を下回る利用定員の設定が可能）
- 実際の利用者数が認可定員を上回っている施設等の場合は、認可定員と一致させることを基本としつつ、認可定員の引き上げ等により、利用定員の範囲内での受入れが可能となるよう個別に調整等を行う。